

〈資料〉

## アングロ・サクソン時代の法典

### Ⅱ

村 井 衡 平

アルフレッド王

(871—901)

いまや私，アルフレッド王は，われわれの祖先が順守し，私自身それを承認したこれら多くの法律のコピーを作成するよう命令した。しかし，これらの多くについて，私の顧問のアドバイスにより，私は承認せず無効としたが，一方，〔他のケースでは〕私は多くの変更が導入されるよう命令した。なぜならば，私は文書の中に私自身の多くの考えをあえてのべようとは思わなかったからである。どのような〔私の改革〕がわれわれの後継者に是認されるか，私ののべることではない。しかし，私が発見した法律の中で最も妥当なもの——それらが私の親族であるイネ王，メルシイアの王オフアまたはエセルバート（イングランドで洗礼をうけた最初の王）——これを私は集めたが，他のものは拒否した。

ここで私，アルフレッド——ウエスト・サクソンの王は，これらをすべての私の評議員に示し，彼等はこれらすべてが承認をうけるに備えること，それらが順守されるべきことを宣言した。

1 最初にわれわれは，最高に重要なこととして，あなた方に対し，すべての人は彼の宣誓と誓約によって注意深く耐え抜くよう命令する。

(1) もし誰れかが，彼の主人を裏切るとか，または不法な企てに手

を貸す約束を故意に強制するとき、〔約束を〕遂行するよりも、不誠実な方がよりすぐれている。

- (2) もし、しかしながら、それを履行するのは合法的であると自ら誓約しながら、彼の誓約のいつわりであることを立証するとき、彼はへり下って、彼の武器および財産の保管を彼の友人にゆだね、40日間、王の領地にある監獄に留まり、そして僧正が彼のために命じる〔刑罰〕をうける。そして彼の親族は彼自身が食料をもたないとき、彼に食料を与える。
- (3) もし、彼に親族がなく、〔彼〕が必要な食糧をもたないとき、王の僧正が彼にそれらを提供する。
- (4) もし、彼がそれに従わないとき、彼に対して実力が用いられることは別として、〔たとえば〕もし彼が拘束されるべきとき、彼の武器および彼の財産は強制的に没収される。
- (5) もし、彼が奴隷であるとき、賠償金が彼のために支払われることはない。
- (6) もし、彼が〔拘禁の期間が満了〕する前に逃亡し、再び捕えられるとき、彼は最初にすべきであったように、監獄に収容される。
- (7) もし、彼が逃亡に成功するとき、彼は国外に追放され、すべてのキリスト教会から破門される。
- (8) もし、しかしながら、他の人が彼のために保証人となるとき、彼は法が彼に命じるように、保釈に違反したことを理由とする賠償および彼の聴罪司祭が彼のために命じる信条違反による賠償を支払う。

2 ある人がなんらかの犯罪が原因で、王に小作料を支払う義務のない修道院または資産を贈与された他の自由な集団に逃げ込むとき、3日間、彼は保護される。ただし、彼が自由な意思で〔彼の敵と共に〕折り返いのうえであれば、この限りでない。

- (1) もし、その間に、誰れかが彼に〔致命的な〕強打を加えるとか、

〔彼に足かせをつける〕とか、または彼を傷つけるとき、彼は通常の方法により、これらの犯罪それぞれについて、賠償金および罰金を支払う。そして彼は教会の聖域を侵害したことを理由に、集団に対して賠償金として120シリングを支払う。そして、彼〔彼自身〕は逃亡したことを理由とする支払いはしない。

3 もし、ある人が王の保護に違反したとき、彼は法が彼に命じるように〔被害者へ〕の犯罪として賠償金を支払う。王の保護または監護の違反として3ポンドが賠償として支払われなければならない。他の僧正または公しゃくの保護または監護違反として2ポンドが賠償として支払われなければならない。

4 もし、誰れかが、彼自身の考えにより、または悪意をいまく無法者または〔王〕自身に属する人々が、王の生命をねらうとき、彼は彼の生命およびすべての財産を失う。

(1) もし、彼が〔かかる非難から〕身の潔白を証明したいと望むとき、彼は王の賠償金に等しい宣誓によって行う。

(2) そして、同様に平民および貴族の双方に関して、われわれは次のように命じる。彼の主人の生命の喪失を企てる者は、彼の生命とすべての彼の財産を喪失するか、または彼の主人の賠償金〔に相当する宣誓〕によって彼自身の身の潔白を証明する。

5 さらに、われわれは、僧正によって聖なるものとされたすべての教会に対して、聖域の権利を与える。もしある人が、敵の攻撃を受け、徒歩または騎上で教会に到着するとき、もし彼が空腹にもかかわらず、生きておれば、7日間、追放することはない。しかしながら、誰れかが彼を外に追放しようとするとき、彼は王の聖域権を侵害したことによる損害の賠償をし、さらに教会の神聖さを破っておれば罰金を支払う。——もし、彼がかかる場所において1人以上の人を捕えるとき、さらに高額となる。

(1) もし、共通の信仰で結ばれた集団が彼等の教会をそれ以上に使

用する必要性が大きく〔それが収容所として利用できない〕とき、彼〔逃亡者〕は他の建物に収容され、そしてこれには教会よりも数多くのドアがあってはならない。

(2) 教会の長は、この間に彼にいかなる食糧も与えられないよう検分する。

(3) もし、彼自身が自ら彼の敵に武器を手渡すとき、彼等は彼を30日間、自分の支配下におき、そして彼等は彼の親族に彼の立場について正式に通知する。

(4) 教会に属する神聖な特権には、また以下のものがある。もし誰れかが教会に逃げ込むとき、そのときまで秘密とされてきたなんらかの罪を神の名において告白するとき、罪の半分は免除される。

(5) 日曜日、クリスマス、復活祭、聖木曜日または祈願節に盗む人は、各場合に、四句節の間に〔もし彼が望むとき〕と同様に、2倍の賠償を支払う。

6 もし、誰れかが何かを教会から盗むとき、彼はその物の価格および価格に相当する罰金を支払い、さらに盗みをした手を切断される。

(1) もし、彼が彼の手を買い戻すことを望み、そうすることが彼に許されるとき、彼は彼の賠償額に等しい罰金を支払う。

7 もし、誰れかが王の大広間において、戦いまたは武器をふりまわし、そして〔もし彼が〕逮捕されるとき、彼を死刑にするか、または自ら進んで彼を許すかは、王の決定するところによる。

(1) もし、彼が逃亡し、その後、逮捕されるとき、彼はすべての場合に、彼の賠償金によって彼自身のために支払う。そして彼が犯した違反の性質に従って、賠償金および罰金を支払う。

8 もし、誰れかが王または僧正の許可なしに、女子修道院から修道女を連れ出すとき、彼は120シリングを、半額は王にそして半額は僧正および修道女が所属する教会の長に支払う。

(1) もし、彼女が彼女を誘拐した彼より長生きするとき、彼女は彼

の財産を何も相続しない。

(2) もし、彼女が子を産むとき、その母の財産以上のものを相続しない。

(3) もし、彼女の子が殺害されるとき、母の親族であることによる賠償金の分け前は王に支払われるが、しかし父の親族にはそれによる分け前を支払わない。

9 もし、ある人が婚姻中の女性を殺害するとき、彼は女性に満額の賠償金を支払い、子のためには、父の親族がうけるべき賠償金に従って、その半額を支払う。

(1) 評価が30シリングに達するまで、罰金はすべての場合に60シリングとされる。〔その〕評価がこの額に達するとき、罰金は120シリングである。

(2) 以前には金、馬および蜜蜂を盗む人によって支払われる罰金および多くの他の罰金は、その他のものより多かった。現在ではすべての罰金は、人を盗む場合は例外として、120シリングである。

10 もし、誰れかが賠償金が1200シリングのある男の妻と寝るとき、彼は夫に賠償として120シリングを支払う。賠償金が600シリングの夫のとき、彼は100シリングを支払う。自由民に対して彼は400シリングを賠償として支払う〔同様の犯行について〕。

11 もし、誰れかが自由民に属する若い女性の胸をとらえるとき、彼は彼女に5シリングを支払う。

(1) もし、彼が彼女を押し倒したが、彼女と寝なかったとき、彼は〔彼女に〕10シリングを賠償金として支払う。

(2) もし、彼が彼女と寝たとき、彼は〔彼女に〕60シリングを賠償金として支払う。

(3) もし、他の男が以前に彼女と寝ていたとき、賠償金はこの〔額〕の半分となる。

(4) もし、彼女が〔以前に男と寝たことがある〕と非難されるとき、

彼女は60ハイドの〔宣誓〕によって、彼女自身を潔白とするか、または彼女の責任として賠償金の半額をうける資格を失う。

(5) もし、この〔違反〕が上流階級に産まれた女性になされるとき、支払うべき弁償は賠償金に従って増額する。

- 12 もし、ある人が〔そうすることについて〕許可を得ることなく、他人の木を燃やしたりまたは切り倒すとき、彼は大木それぞれについて5シリング、残りの他の木については、いかに多くとも、それぞれについて5ペンスを支払う。そして〔彼は〕罰金として30シリングを支払う。
- 13 もし、ある人が、彼等が共同の仕事に従事中に〔木が彼の上に倒れることを許す〕ことによって、他人を殺害するとき、木は〔死亡した人〕の親族に与えられ、彼等はそれを30日以内にその場所から他へ移動させる。さもなければ、材木の所有者によって行われる。
- 14 もし、誰れかが啞者または聾者として生まれ、そのために自分の非行を否認することも自白することもできないとき、彼の父は彼の悪行について賠償金を支払う。
- 15 もし、誰れかが大僧正の面前で戦いまたは彼の武器を抜くとき、彼は賠償として150シリングを支払う。もしこれが他の僧正または公しゃくの面前で起ったとき、彼は賠償として100シリングを支払う。
- 16 もし、誰れかが雌牛もしくは雌種牛を盗み、または子馬もしくは子牛を追い立てるとき、彼は後者について1シリングそして牛馬の母については、それらの価値に応じて支払う。
- 17 もし、誰れかが彼の扶養している〔子または他の〕無力な人を他人にゆだね、責任を引き受けた人が彼に託された人を死亡させたとき、彼を養育した人は、誰れかが彼に対して行う非難について、彼自身に犯罪的な意思のないことを証明する。
- 18 もし、誰れかがみだりに、彼女の許可なしに彼女の衣服または胸をつかむとき、彼はわれわれが俗人階級に属する女性について定めた額

の2倍を賠償金として支払う。

(1) もし、妊娠した若い女性が姦通したとき、自由民であれば、〔婚姻の〕保証人に対し、60シリングの賠償を支払う。この額は財産とみなされる家畜で〔支払われ〕、奴隷を支払いに当てることはできない。

(2) もし、彼女の賠償が600シリングであるとき、彼女は100シリングを〔婚姻の〕保証人に支払う。

(3) もし、彼女の賠償が1200シリングであるとき、彼女は120シリングを〔婚姻の〕保証人に支払う。

19 もし、ある人が彼の武器を、それによって殺人を犯す目的で他の〔人〕に貸すとき、彼等が望むならば、賠償金の支払いについて協力することができる。

(1) もし、彼等が〔自ら〕話し合いをしないとき、武器を貸した人は、賠償金の3分の1を支払う。

(2) もし、彼が〔宣誓〕によって自分自身を潔白なものにしたいと望む場合、彼はそれを貸したときに犯罪的な意図はなかったとき、彼はそうすることができる。

(3) もし、刀の研師が武器をうけ取り、または鍛冶屋が他人の所有する道具をみがき直すためにうけ取るとき、いずれの場合も、物品はそれをうけ取ったときよりもできるだけよい条件で返却される。ただし、それに対してなされた損害については、この限りでない。

20 もし、財産が修道士の許可なしに他人のサービスに託され、そして彼がそれを失うとき、その前所有者は損失を負担する。

21 もし、牧師が他人を殺したとき、彼および彼が自身のために買い入れた修道院のすべての財産は没収され、そして僧正は彼を修道院から追放し、そしてその旨を公表する。ただし、〔修道院の〕長が〔殺された人の〕賠償金のために進んで回答するときは、この限りでない。

- 22 もし、ある人が王の代官が出席している公の会合において、〔他人に対し〕告発し、さらにそれを撤回したいと考えるとき、彼はできればより適任の人に依託すべきである。もし彼ができなければ、うけるべき額を失う。
- 23 もし、犬が人をかきむしり、または咬むとき、最初の罪については6シリングが支払われる。もしその所有者が犬を飼いつづけるとき、2度目の罪については12シリングが支払われ、3度目は30シリングが支払われる。
- (1) もし、これらの犯行ののち、犬が逃げるとき、この賠償は、それにもかかわらず、支払われなければならない。
- (2) もし、犬がさらに罪を犯し、彼〔その飼い主〕がいぜんとして飼うとき、彼はどのような傷を負わせた場合でも、〔被害をうけた人の〕完全な賠償金の額に従って支払われなければならない。
- 24 もし、家畜が人を傷つけるとき、〔その所有者〕は〔被害者に〕その家畜を引渡すか、または〔彼と〕妥協しなければならない。
- 25 もし、誰れかが自由民の奴隷を強姦するとき、彼は自由民に対して5シリングを支払い、そして60シリングの罰金を支払う。
- (1) もし、奴隷が奴隷を強姦するとき、賠償として去勢が科せられる。
- 26 もし、1群の略奪者の1人が無防備な人〔その人の賠償金は200シリングである〕を殺害するとき、その不幸を認める人は賠償金および罰金を支払う。そして本件に加わったすべての人々は、かかる群に属することを理由に30シリングの罰金を支払う。
- 27 もし、被害者の賠償が600シリングであるとき、各人はかかる群に属しているために60シリングを支払う。そして殺人者は賠償金および充分な罰金を〔支払う〕。
- 28 もし、殺害者の賠償金が1200シリングであるとき、彼等各自は120シリングを〔支払い〕、そして殺人者は賠償金と罰金を支払う。



- (1) もし、1群の略奪者がこのように行動し、その彼とそれを否定したいと思うとき、彼等全員は告発され、そしてその後、賠償金および罰金を支払う。
- 29 もし、誰れかが未成年の娘を強姦したとき、成年に支払われるのと同額の賠償金が支払われる。
- 30 もし、父方の親族のいない誰れかがある男と戦い殺害するとき、彼の母方の親族がもしあれば、賠償金の3分の1を支払い、そして彼の同僚が3分の1を支払う。〔残りの〕3分の1の支払いがないとき、彼は個人的に責任を負うことになる。
- (1) もし、彼に母方の親族がなければ、彼の同僚が半分〔賠償金の〕を支払い、〔他の半分〕の支払いがないとき、彼は個人的な責任を負うことになる。
- 31 もし、この立場にいる人が母親ひとり——もし彼に相続人がいなければ——賠償金の半分は王に支払われ、半分は彼の同僚に支払われる。
- 32 もし、誰れかが公開で中傷する発言をし、そして彼の不利に立証されるとき、彼は舌を切り落されるよりも軽くない処分です改心する。ただし、〔その人〕の賠償金に従って評価される〔その額〕よりも少ない額で贖罪されることはない。
- 33 もし、ある人が、他人が神の承認のもとに行った聖約に関して非難し、彼が彼に対して行った約束のどれ〔1つも〕履行していないと告発しようと思うとき、彼は4つの教会において〔告発〕の宣誓をする。そして、他方〔被告〕は、もし彼が身の潔白を明白にすることを望むとき、12の教会ですそれをする。
- 34 さらに、商人に関して次のように布告する。彼等は公開の会合において、王の代官〔奉行〕の面前に彼等がつれてきた人々について、そこに何名いるかを申告する。さらに彼等は、公開の会合において裁判をうけることができる者〔のみ〕を連れていく。彼等がその旅行により多くの人々を連れていく必要があるとき、同様の申告を必要に応じ

て、召集された会合の面前で、王の代官に申告する。

35 もし、誰れか罪のない自由人を逮捕するとき、彼は10シリングの賠償金を支払う。

(1) もし、誰れかが彼をむちで打つとき、彼は20シリングの賠償金を支払う。

(2) もし、誰れかが彼をさらし台におくとき、彼は30シリングの賠償金を支払う。

(3) もし、彼が彼の外観をそこなう方法で、彼を侮辱するために髪を切るとき、彼は10シリングの賠償金を支払う。

(4) もし、彼が彼をしかることなく、髪を牧師の流行にならって切るとき、彼は30シリングの賠償金を支払う。

(5) もし、彼が彼のひげをそり落すとき、彼は20シリングの賠償金を支払う。

(6) もし、彼が彼をしぼり、そして彼の髪を牧師の流行にならって切るとき、彼は60シリングの賠償金を支払う。

36 さらに次のように定める。もしある人が彼の肩を越して槍をもち、そして誰れかがそれによって突きさされたとき、彼は罰金なしに賠償金を支払う。

(1) もし〔その人〕が彼の眼の前で突きさされたとき、彼は賠償金を支払う。そして、もし彼がその行為について故意を非難されるとき、彼は罰金と同額の宣誓によって潔白を証明する。

(2) 槍の先は3本の指の厚さによって、槍の他方の端よりも高いことが必要である。もしそれらがいずれも同じ高さであるとき、槍をもつ人は損害を生じさせる責任はないものと考えられる。

37 もし、ある人が1つの地域から、サービスを求めて他の地域に〔行く〕ことを望むとき、彼はこれまで居住していた地域を管轄する公しゃくの許可を得てそうすることになる。

(1) もし、彼が彼の承認を得ることなくそうするとき、彼を自分の

雇傭に引き入れた人は120シリングの罰金を支払う。しかし、彼は支払いを分割し、半分を男がそこに住んでいる土地の王に〔支払い〕、半分を彼がやってきた地の王に支払う。

(2) もし、彼がこれまで住んでいた土地でなんらかの罪を犯していたとき、現在彼を雇っている人は、それについて賠償金を支払い、さらに120シリングの罰金を王に支払う。

38 もし、ある人が王の公しゃくの出席する会合において戦うとき、彼は〔かかる〕補償として賠償金または罰金を支払うが、しかしこれに先立って〔彼は〕120シリングの罰金を公しゃくに支払う。

(1) もし、彼が彼の武器をひき抜いて会合を混乱させるとき、彼は公しゃくに120シリングの罰金を支払う。

(2) もし、この種のいずれかが公しゃくの家臣〔または〕王の牧師の〔面前〕で行われるとき、彼は30シリングの罰金を支払う。

39 もし、誰れかが自由民の家屋の中で戦うとき、彼は自由民に6シリングの賠償を支払う。

(1) もし、彼が彼の武器を抜いたが、戦わないとき、〔賠償〕はこの額の半分である。

(2) もし、これらの〔犯罪〕のいずれかが、彼の賠償金が60シリングの人の家屋内で起るとき、賠償は自由民のその3倍に増加される。

40 王の監固な建物への侵入は120シリング、大司教の建物への侵入は90シリング、他の司教または公しゃくのそれへは60シリングである。賠償金が1200シリングの人の場合は30シリング、600シリングの場合は15シリングとする。自由民の囲いを破るときの罰金は5シリングとする。

(1) もし、これらの犯罪が、軍隊が野外にいるとき、または四旬節の断食の間に犯されるとき、支払われるべき賠償金は〔上記の〕2倍とする。

(2) もし、誰れかが許可なしに、四旬節の間に教会の法令を公然と無視するとき、彼は120シリングの賠償金を支払う。

41 われわれはさらに次のように定める。彼の親族が彼のために残した権利証書によって土地を保有している人は、もしそれを最初を取得した人またはそれを彼に与えた人によって彼にそうする権限が禁止されていることが証書または〔他の〕証拠によって存在するとき、それを彼の親族以外の人に与えてはならない。〔そしてかかる譲渡を争う人〕は、この趣旨を王および僧正を証人として、彼の親族の出席を得て宣言する。

42 われわれはまた次のように命令する。彼の対抗者が住居に住んでいることを知っている人は、彼の正義を要求する前に暴力にたよってはならない。

(1) もし、彼が彼の敵を包囲し、彼を住居の中にとじ込めておくのに十分な力をもつとき、もし彼〔彼の敵〕が〔彼の住居〕のなかに残ることに同意すれば、彼は彼をそこに7日間とじ込めておく。そして、もし7日後、彼が降伏し、彼の武器を引き渡すとき、彼を無傷のまま30日間確保し、彼の親族または友人に正式な通知を送る。

(2) しかしながら、もし彼が教会に逃げ込むとき、われわれが上記にのべたように、教会の権威は尊重されるべきでない。

(3) もし、しかしながら、彼が彼をその住居にとじ込めておくのに十分な力をもたないとき、彼は馬で公しゃくの許に行き、助けを求める。もし彼が助けてくれないとき、彼は暴力に訴える前に馬で王の許に行く。

(4) そして、さらに、もしある人が敵がそのなかにいることを知らずに、敵と出会い、そしてもし彼が彼の武器を差し出すとき、彼は30日間留置され、そして彼の友人は〔彼の地位について〕通知をうける。もし、彼が自らすすんで武器を捨てないとき、暴力が

彼に対して加えられよう。もし、彼が自ら降伏し、彼の武器を手渡す場合、誰れかが〔追跡者〕に対して暴力を用いるとき、彼は自分の引き起したことについて賠償または補償ならびに罰金を支払い、そして彼の親族は彼の行為の結果として、保護を請求することができなくなる。

(5) われわれはさらに次のように定める。もし、彼の主人が攻撃をうけるとき、殺人の責を問われることなく、主人のために戦うことができる。同様の条件のもとで、主人は彼の家来のために戦うことができる。

(6) 同様に、人は彼の主人に対する場合を除いて、彼と血縁関係のある人の利益のために、不当な侵害を反撃することができる。これをわれわれは許さない。

(7) もし、ある人が自分の適法なる婚姻による妻と他の〔男〕が寝室の中または同一の毛布の下にいることを発見するとき、相互復讐の責任に問われることなく、戦うことができる。または〔もし彼が他の男〕が彼の嫡出の娘〔または妹〕もしくは彼の母といるのを発見するとき、または彼の母〔もし彼女が彼の父と合法的に婚姻していたならば〕についても同様である。

43 下記の日が〔休日として〕すべての自由民に与えられる。ただし、奴隷および雇傭された自由民については、この限りでない。クリスマスの12日間、キリストが悪魔に勝った日、聖グレゴリーの記念日、復活祭前の7日間、復活祭後の前後各7日間、聖ペトロ祭および聖パウロ祭の1日。そして秋には聖マリア祭前の1週間および万聖祭の1日がこれである。四季大斉期間中の水曜日4日。これは〔休日〕としてすべての奴隷に与えられるものとする。彼の主な願いは神の名によって彼等に与えられる物、または彼等が彼等の短い期間の労働によって得ることができるものを受けることにある。

44 頭の傷には、もし両方の骨が突き通されているとき、30シリングが

賠償金として与えられる。

(1) もし、外側の骨〔のみ〕傷つけられるとき、15シリングが賠償金として支払われる。

45 もし、傷が頭髮の下に1インチの長さのとき、1シリングが賠償金として支払われる。

(1) もし、頭髮の前に1インチの長さの傷をつけるとき、2シリングが賠償金として〔支払われる〕。

46 もし、片方の耳が切断されるとき、30シリングが賠償金として支払われる。

(1) 聴覚がなくなり、聞くことができないとき、60シリングが賠償金として支払われる。

47 もし、誰れかが人の片方の眼を強打してとび出させたとき、彼は60シリングおよび3分の1ペニーを賠償金として支払う。

(1) もし、眼が頭の中に残っているが、何も見えないとき、3分の1の賠償金は留保される。

48 もし、誰れかが他人の鼻を強打するとき、彼は60シリングの賠償金を支払う。

49 もし、誰れかが人の前歯をたたき落すとき、彼は8シリングをその賠償金として支払う。

(1) もし、それが犬歯〔たたき落された〕のとき、4シリングが賠償金として支払われる。

(2) 人の臼歯は15シリングの価値がある。

50 もし、誰れかが他人のあごを強打したために折れたとき、彼は15シリングの賠償金を支払う。

(1) もし、人のあごの骨が2つにさかれたとき、1シリングの賠償金が支払われる。

51 もし、人ののどが刺されたとき、12シリングが賠償金として支払われる。

- 52 もし、他人の行為の結果、ある人の舌が彼の口から切り取られるとき、〔支払われるべき〕賠償金は眼の場合と同じである。
- 53 もし、ある人が肩に傷をうけ、滑液が流れ出るとき、30シリングが賠償金として支払われる。
- 54 もし、腕が肘の上部で骨折するとき、そのために15シリングが賠償金として支払われる。
- 55 もし、腕の両方の骨が折れるとき、〔支払われるべき〕賠償金は80シリングである。
- 56 もし、親指が切断されるとき、30シリングがそのための賠償金として支払われるべきである。
- (1) もし、つめがはがされるとき、5シリングがそのための賠償金として支払われなければならない。
- 57 もし、人差指が切断されるとき、〔支払われるべき〕賠償金は15シリングである。そのつめには3シリングが〔賠償金として支払われる〕。
- 58 もし、中指が切断されるとき、〔支払われるべき〕賠償金は12シリングである。つめについては2シリングが賠償金として支払われる。
- 59 もし、薬指が切断されるとき、17シリングが賠償金として支払われる。そして、つめについては、4シリングが賠償金として〔支払われなければならない〕。
- 60 もし、小指が切断されるとき、それについて1シリングが〔賠償金として支払われるべきである〕。
- 61 もし、人が腹部に刺し傷をうけるととき、30シリングが賠償金として支払われる。
- (1) 刺し傷をうけたとき、20シリングがそれらの傷口について〔賠償金として支払われる〕。
- 62 もし、人の腿部が刺し傷をうけたとき、30シリングが賠償金として支払われる。
- 63 もし、ひざの下のすねに刺し傷をうけたとき、それについて12シリ

ングが賠償金として支払われる。

(1) もし、ひざから下のすねが砕かれたとき、それについて12シリ  
ングの賠償金が支払われる。

64 もし、足の親指が切断されるとき、20シリングが賠償金として支払  
われる。

(1) もし、それが第2指〔切断されたのが〕のとき、15シリングが  
賠償金として与えられる。

(2) もし、中指が切断されるとき、賠償金として9シリングが支払  
われなければならない。

(3) もし、第4指が切断されるとき、5シリングが彼に〔賠償金と  
して〕支払われる。

(4) もし、小指が切断されるとき、5シリング〔賠償金として〕彼  
に与えられる。

65 もし、人がこう丸に重傷をうけ、子を産むことができないとき、80  
シリングがそのための賠償金として支払われる。

66 もし、人のひじから先の腕を手と共にすべて切断するとき、80シリ  
ングがそのための賠償金として支払われる。

(1) 髪の前、袖の前またはひざの下の傷はすべて、賠償金を2倍と  
する。

67 もし、腰が致命傷をうけたとき、60シリングがそのための賠償金と  
して支払われなければならない。

68 もし、人が肩に傷をうけながら、生き続けるとき、80シリングが賠  
償金として支払われる。

69 もし、ある人が他人の手の外側を打ちくたぐるとき、もし彼が治るこ  
とができれば、20シリングが彼に賠償金として与えられる。

(1) もし、その半分が失われたとき、40シリングが賠償金として支  
払われる。

70 もし、ある人が皮膚を破ることなく、他人の肋骨を折るとき、10シ



リングが〔彼に〕賠償金として与えられる。

(1) もし、皮膚が破れて骨が離れるとき、15シリングが〔彼に〕賠償金として与えられる。

71 もし、ある人の片方の眼が強打によってとび出すか、または彼の片手または片足が切断されるとき、3分の1ペニーを賠償金として支払う。

72 もし、人のすねかひざが切断されるとき、80シリングがその賠償金として支払われなければならない。

73 もし、ある人が他人の肩を打ちくたすとき、20シリングが賠償金として与えられる。

74 もし、ある人が〔肩〕の骨が打ちくだかれ、そして骨が露出するとき、15シリングが〔上記に加わえて〕そのための賠償金として与えられる。

75 もし、アキレス腱が損害をうけ、そしてもし治療によって回復するとき、12シリングが賠償金として与えられる。

(1) もし、ある人が腱への損害のために不具となり、完治できないとき、30シリングが〔彼に〕賠償金として与えられる。

76 もし、〔人〕の細い腱が損害をうけるととき、6シリングが賠償金として彼に与えられる。

77 もし、ある人が他人の首の腱に損害を加え、そしてその傷がきわめてひどいため、彼がそれを制御できないが、しかし〔もし〕それにもかかわらず、彼が傷のまま生き続けるとき、100シリングが賠償金として彼に与えられるべきである。そして、カウンセラーが彼により正当でより多額を与えるときは、この限りでない。

アルフレッド王およびグズルム王

(アルフレッド王の法典)

880—890

これは、アルフレッド王とグズルム王およびイギリス人の議員、イースト・アングリアに住むすべての人々が、彼等自身の利益のため、また神とわれわれの幸運を願い、現に生存しており、また将来生まれる子孫のために、合意し、宣誓によって確認した平和のための条項である。

- 1 第1に、われわれの間の境界について。〔それらは〕テムズ河をさかのぼり、そしてその源に達し、ベドフォードまで直行し、さらにウーズ河をさかのぼってワートルング街道にいたる。
- 2 第2に、もし、ある人が殺されるとき、彼がイギリス人かまたはデーン人かを問わず、われわれすべては、彼の生命に同じ価値を認めるであろう。すなわち、純金の半マルクとする。ただし、属国に住む自由民およびデーンの自由民は、この限りでない。これらの人々はまた、同じ価値に評価される。〔すなわち〕いずれの場合にも、200シリングである。
- 3 もし、誰れかが王の重臣を殺人で告発するとき、もし彼があえて身の潔白を証明しようとするとき、彼は王の重臣12人の〔宣誓〕と共にする。もし、誰れかが、王の重臣よりも低い地位にある人を告発するとき、彼は、彼の同僚11人および王の郷士1人の宣誓によって潔白を証明する。そして、この法律は4マルクを越える種類を含むすべての訴訟に適用する。そして、もし彼〔被告〕があえて〔彼自身の潔白を証明しよう〕しないとき、彼は〔賠償金として〕盗まれた財産の価値の3倍を支払う。
- 4 すべての人は、彼が奴隷、馬または牛を買うとき、彼の保証人を知っているべきである。
- 5 また、われわれはすべて、宣誓が行われる日に、次のように宣言し

た。奴隷も自由民も、許可なしにデーンの占領地域を横切るとは許されないのは、彼等の誰れかが我々の地を〔通りすぎる〕のを許さないのと同様である。もし、しかしながら、彼等のうちの誰れかが、彼等の必要を満足させるため、彼等と取引を慾し、また我々が家畜および品物について〔同じ理由で彼等と取引を望むとき〕、人質が平和の行動のための保証として与えられること、およびそれによっていかなる裏切りも企てられていないことを知る証拠として許可されるべきである。

### エドワード王およびグズルム王

921

これらはアルフレッド王およびグズルム王が制定した法令である。

これもまた、イギリス人とデーン人が全面的な平和と友好の関係に入ったとき、アルフレッド王およびグズルム王が制定し、そして合意した立法である。それ以降〔在職〕している評議員もまた、しばしばそれを改正し、そしてそれに改正を加えてきた。

(1) まず第1に、彼等は1つの神を愛し、そしてあらゆる異教的な慣行を熱狂的に放棄する旨を宣言した。

(2) そして、彼等はまた世俗的な刑罰を定めた。なぜならば、彼等はさもなければ、多くの人々を規律することができないし、さらに、場合によって要求される寄進に対して、多くの人々がよろこんで従うことがないであろうということを知っているからである。そして、彼等は僧正によって認定される改訂に従わない人々に適用される教会と王の間に共通の世俗的な手段を定めた。

- 1 これに続いて、彼等は教会の壁の内側の神聖さおよび王自身によってなされた保護は、いまでも不可侵であることを宣言した。
- 2 もし、誰れかが言葉または行動でキリスト教にそむき、異教を尊重するとき、犯罪の性質に従って、彼等は、賠償金または罰金もしくは

デー人人に科せられる罰金を支払う。

3 そして、もし牧師の地位にある人が盗み、戦い、偽証しまたは姦通するとき、彼は犯罪の性質に従って、賠償金、罰金またはデー人人に科せられる罰金を支払う。そして、多くの場合に、神に対して、カノン法が指示するような償いをし、さらに彼は償いのための保証人を見出すか、または刑務所に入る。

(1) もし、ミサを司会する僧正が祝祭または断食に関して人を誤導したとき、彼はイギリス人について30シリング、そしてデー人については3半マルクを支払う。

(2) もし、ある修正が定められた日に、聖油を取り出さず、または洗礼を必要とする人々にそれを施すことを拒否するとき、彼はイギリス人の場合は罰金そしてデー人の場合はデー法による罰金—12オーレを支払う。

4 そして、近親相姦の場合に、評議員会は、王が男性の違反者そして僧正が女性の違反者の身柄を確保することを定めた。ただし、もし彼等が神と世界に対して、罪の重さに従って、僧正が定める賠償をしたときは、この限りではない。

(1) もし、2人の兄弟または2人の近親者が1人の女性と寝るとき、彼等は、罪の重さに従って課される額の罰金またはデー法違反の罰金を支払う。

(2) もし、聖職にある人が、死刑に値する犯罪によって責任が問われるとき、彼は逮捕され、そして僧正の判決をうけるために留置される。

5 もし、ある人が死刑の判決をうけ、告解を望むとき、決して拒否してはならない。

(1) そしてすべての教会に対する納付金は神の慈悲を失い、かつ、評議員会が課した罰金は即座に支払われるべきである。

6 もし、誰れかが10分の1教区税を滞納したとき、デー人の地区で

はデーン法違反の罰則そしてイギリス人地区では罰金を支払う。

(2) もし、誰れかが灯明税を〔教会に〕支払うのを怠るとき、彼はデーン人地区ではデーン法違反の罰金、そしてイギリス人地区では罰金を支払う。

(3) もし、誰れかが耕作基金も支払わないとき、彼はデーン地区ではデーン法違反の罰金、そしてイギリス人地区では罰金を支払う。

(4) もし、誰れかがなんらかの教会税の〔納税〕を拒否するとき、彼はデーン人地区ではデーン法違反の罰金、そしてイギリス人地区では罰金を支払う。

(5) そして、もし彼等が戦い、誰れかに傷を負わせたとき、彼は彼の賠償金によって責任を負う。

(6) もし、彼が人をなぐり、死亡させたとき、彼はそれ以降、法外者とされ、法と秩序を促進することを望むすべての人々により、敵意に満ちた追跡をうける。

(7) もし、彼が神と王の法律に違反して殺害されたとき、この事実が証明されたならば、彼のために賠償金は支払われない。

7 もし、誰れかが日曜日に商品の売買を続けるとき、商品は没収され、さらに〔それに加えて〕デーン人地区では12オーレ、イギリス人地区では30シリングの罰金を支払う。

(1) もし、自由人が祝祭日に働くとき、彼は奴隷に落され、またはデーン法違反の罰金を支払う。奴隷はむち打ちの罰をうけるか、またはその代わりに罰金を支払う。

(2) もし、奴隷が教会の祝祭日の間に、彼の主人によって強制的に働かされるとき、彼〔主人〕はデーン法地区ではデーン法による罰金、そしてイギリス人地区では罰金を支払う。

8 もし、自由民が法律によって命じられた断食を破るとき、彼は罰金またはデーン法地区の罰金を支払う。もし奴隷がそうするとき、彼はむち打ちの刑をうけるか、またはその代わりに罰金を支払う。

- 9 神判および宣誓〔の表現〕は、祝祭日および法定の断食日には禁止される。この〔命令〕に違反する人は、デー人地区ではデー人法違反の罰金、そしてイギリス人地区では罰金を支払う。
- (1) もし、上記の措置をとることができるとき、死刑の判決をうける者を日曜日の祝祭日に処刑せず、彼は祝祭日が終るまで身柄を確保して拘置される。
- 10 手足を切断され、不具となった罪人が遺棄され、そして3日後、彼が活着しているとき、この期間が〔経過した〕のち、彼の傷と彼の魂の介護を望む人は、僧正の許可を得て援助することができる。
- 11 もし、魔術師、占い師、偽善者もしくは妖術殺人師または不潔で不浄で悪名の高い売春婦が国内のどこかで発見されるとき、彼等を土地から追放し、国を清浄にするか、さもなければ、彼等を完全に絶滅すべきである。ただし、彼等が不道徳をやめ、彼等の能力の限りにおいて改心するときは、この限りでない。
- 12 もし、聖職者または外国人に対し、なんらかの方法で彼の財物または生命に被害を加えるとき、王または〔そこにかかる行為がなされた〕地の太守および地区の僧正は、彼に他に誰れかいる場合を除いて、彼の親族および保護者の代わりをつとめる。